

千葉県のタクシーは禁煙となります。

平素から千葉のタクシーをご利用いただき誠にありがとうございます。

平成15年5月に健康増進法が施行され、タクシー事業は「不特定多数の方々が利用される公共交通機関」として、受動喫煙防止対策の努力義務が課せられております。

既に、鉄道や乗合バスでは禁煙化が定着しており、病院を始め公共施設や民間施設におきましても広く禁煙化・分煙化が進んでおります。

このような中で、高齢者や女性、通院療養中の方々など多くのタクシー利用者から「タクシー車内がたばこ臭い」との苦情や改善の要望が寄せられております。

従来から消臭剤や空気清浄器の取り付けなどにより、快適な車内環境の維持に努めておりますが、たばこ臭の完全除去は困難となっています。平成17年12月のタクシー運転者の受動喫煙被害訴訟における東京地裁判決で「狭いタクシー車内では分煙が不可能であり、タクシー運転者の受動喫煙の防止について、タクシー事業者は安全配慮義務を負っている。」との認定がされ、タクシーの全面禁煙の必要性を認めた司法判断がされております。

このような状況から千葉県タクシー協会並びに千葉県個人タクシー協会は、タクシー車内の喫煙に関わる「**健康被害の防止**」と「**快適性の向上**」を図る目的から、下記に所属する**全車両の禁煙化**に踏み切ることになりました。

たばこを嗜好される利用者の皆様には、誠に恐縮に存じますが何分のご理解とご協力を賜り、ご辛抱の程お願い申し上げます。

記

☆ 禁煙の実施日

平成19年11月1日(木)から

平成19年9月



千葉県タクシー協会
千葉県個人タクシー協会
千葉県タクシー運転者登録センター